

平成 28 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
代表者名 グループ CEO 代表取締役社長 櫻田 謙悟
(コード：8630、東証第 1 部)

株式会社メッセージ株式（証券コード 2400）に対する 公開買付け（第一回）の結果に関するお知らせ

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 12 月 18 日付「株式会社メッセージ株式（証券コード 2400）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「平成 27 年 12 月 18 日付プレスリリース」といいます。）で公表しましたとおり、平成 27 年 12 月 18 日開催の取締役会において、株式会社メッセージ（コード番号：2400、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。） J A S D A Q（スタンダード）市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「第一回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 27 年 12 月 21 日より第一回公開買付けを実施していましたが、第一回公開買付けが平成 28 年 1 月 25 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、平成 27 年 12 月 18 日付プレスリリースで公表しましたとおり、当社は、対象者の株主の皆様が所有する対象者株式を取得し、対象者を連結子会社化することを目的として、対象者株式の全部（ただし、本公開買付けの結果、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として、平成 28 年 1 月 29 日から平成 28 年 2 月 29 日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下「第二回公開買付け」といいます。）を実施する予定です。

第二回公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「第二回公開買付価格」といいます。）は、第一回公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格 2,500 円に比べて 1,000 円（40%）高い 3,500 円を予定しています。第二回公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社及び対象者は第二回公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であります。第二回公開買付価格での売却を希望される対象者の株主の皆様は売却の機会を確実に提供する観点から、第二回公開買付けには、上限及び下限を設定しない予定です。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社メッセージ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,336,400 (株)	6,964,800 (株)	9,336,400 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,964,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(9,336,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成27年12月21日(月曜日)から平成28年1月25日(月曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成28年2月8日(月曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金2,500円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計(6,984,800株)が買付予定数の下限(6,964,800株)に達し、かつ、買付予定数の上限(9,336,400株)を超えなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成28年1月26日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	6,984,800株	6,984,800株

新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合計	6,984,800 株	6,984,800 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	7,035 個	(買付け等前における株券等所有割合 3.50%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	69,848 個	(買付け等後における株券等所有割合 34.79%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	7,035 個	(買付け等後における株券等所有割合 3.50%)
対象者の総株主の議決権の数	200,773 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成27年11月12日に提出した第19期第2四半期報告書(以下「対象者第19期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成27年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第19期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の対象者の発行済株式総数

(20,080,000株)から、平成28年3月期第2四半期決算短信に記載された同日現在の自己株式数(74株)を控除した20,079,926株に係る議決権の数(200,799個)を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しています。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成28年1月28日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、平成27年12月18日付プレスリリースに記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
株式会社東京証券取引所

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上

【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付け及び第二回公開買付け（以下「本件両公開買付け」といいます。）を一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本件両公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本発表資料（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

・本件両公開買付けは、公開買付者である当社により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、大部分の役員は日本の居住者であるため、本件両公開買付けに関して米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。これらの会社又はその役員に対して、米国の証券関連法への違反を理由として米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。また、これらの会社又はその役員その他の関連者をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。また、本件両公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本件両公開買付けには適用されず、本件両公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。

・本件両公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本件両公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

・本発表資料中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本発表資料中の「将来に関する記述」は、本発表資料の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。

・公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及びその関連会社は、それらの通常のセカンダリー業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b) 項の要件に従い、本件両公開買付けの開始前、又は本件両公開買付けの買付け等の期間中に、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本件両公開買付けによらず取得する可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、ウェブサイトその他の開示方法により英語での開示が行われます。